

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の災害リスク

【洪水：ハザードマップ】

藤岡市のハザードマップによると、藤岡商工会議所が立地する市街地地域においては、河川から距離が離れているため、大きな浸水被害は想定されていないが、高低差により大雨の際に雨水が溜まる場所がある。

また、南西の山間部では、中小河川沿いの浸水被害の危険性があり、北東の平野部では、鮎川、烏川、神流川の各河川沿いの地域において広範囲な浸水被害の危険性があり、場所によっては最大で5 m以上の浸水被害が予想される地域がある。

【土砂災害：ハザードマップ】

藤岡市のハザードマップによると、本市の西部地域は、その3分の2が山岳地域であり地形も急峻なため、がけ崩れや土石流などの土砂災害の危険性があるエリアとなっているが、商業の集積場所は少ない。

また、山間部において土砂災害による通行止め等が発生した場合、孤立する集落が発生する恐れがある。

藤岡市ハザードマップ
自然災害に備えましょう

索引図

ハザードマップ
索引(インデックス)

マップ①	⇒ P18・19
マップ②	⇒ P20・21
マップ③	⇒ P22・23
マップ④	⇒ P24・25
マップ⑤	⇒ P26・27
マップ⑥	⇒ P28・29
マップ⑦	⇒ P30・31
マップ⑧	⇒ P32・33
マップ⑨	⇒ P34・35
マップ⑩	⇒ P36・37
マップ⑪	⇒ P38・39
マップ⑫	⇒ P40・41
マップ⑬	⇒ P42・43
マップ⑭	⇒ P44・45
マップ⑮	⇒ P46・47
マップ⑯	⇒ P48・49
マップ⑰	⇒ P50・51
マップ⑱	⇒ P52・53
マップ⑲	⇒ P54・55

洪水災害、土砂災害等から命を守るための対応について、4～17ページで自然災害の情報や内容を理解し、18～55ページのハザードマップでは、予想されている自然災害の内容を把握し、円滑かつ迅速な避難に備えてください。

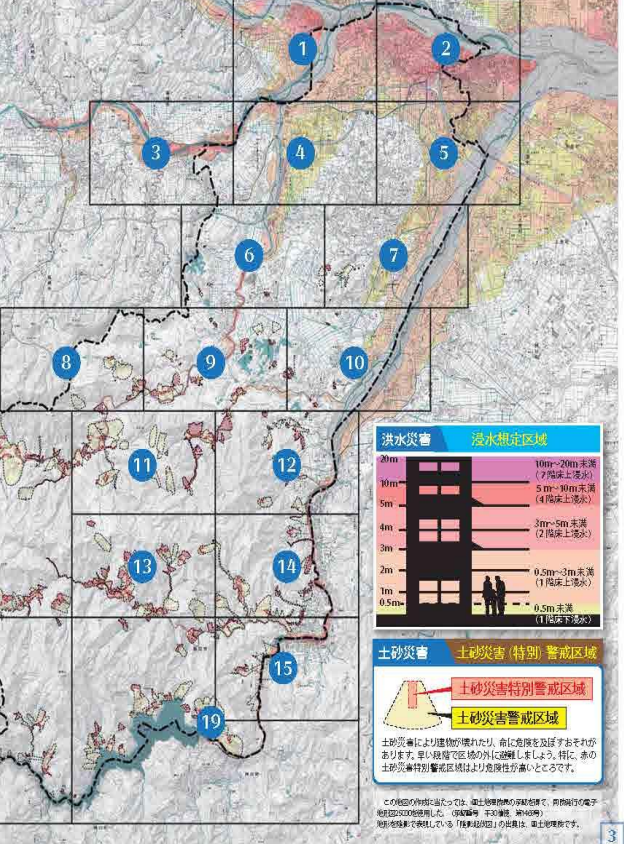
目次	
目次・索引図	P2～3
避難の心得	P4～5
洪水災害に備えて	P6～7
土砂災害に備えて	P8～9
地震災害に備えて	P10～11
災害情報の入手方法と入手先	P12～13
非常用持ち出し品の準備 備蓄品の準備	P14～15
避難場所・避難所・福祉避難所一覧表	P16～17
ハザードマップ	P18～55
わが家の防災メモ	裏表紙

藤岡市は、群馬県の南西部に位置し、鮎川、鏡川、烏川、神流川が流れ、市域の最南部には、首領園の水がめである下久保ダムがあり、山と緑と清流に恵まれた街です。藤岡市域は、南西に主要山岳（赤久湯山等）があり標高が高く、北東に行くにしたがい平野部が広がる地勢となっています。地域特性により、南西の山間部では中小河川沿いの浸水被害や、がけ崩れや土石流といった土砂災害に注意を必要とし、北東の平野部では鮎川、鏡川、烏川、神流川の広範囲な浸水被害に注意をしなければなりません。

浸水想定区域は、平成27年の水防法改正により、浸水想定区域の指定の前提となる降雨を、従来の計画規模の降雨から想定し得る最大規模の降雨（計画規模を上回るもの）に見直ししています。（概ね1000年に1回程度の確率で発生する規模よりも更に大きな洪水）

このハザードマップに記載している浸水範囲は、平成30年3月時点における国土地理院、国土交通省、群馬県が実施した航空レーザー測量等により得られた標高データや、河道及び洪水調節施設の整備状況を勘案して、想定最大規模降雨に伴う洪水により河川が氾濫した場合の浸水状況をシミュレーションにより予測したものです。

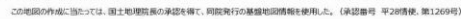
また、このハザードマップに記載している土砂災害の発生するおそれのある危険箇所は、防災基礎調査結果に基づき、住民の皆さんに危害が生じるおそれのある範囲を明らかにし、範囲の指定を行ったものです。



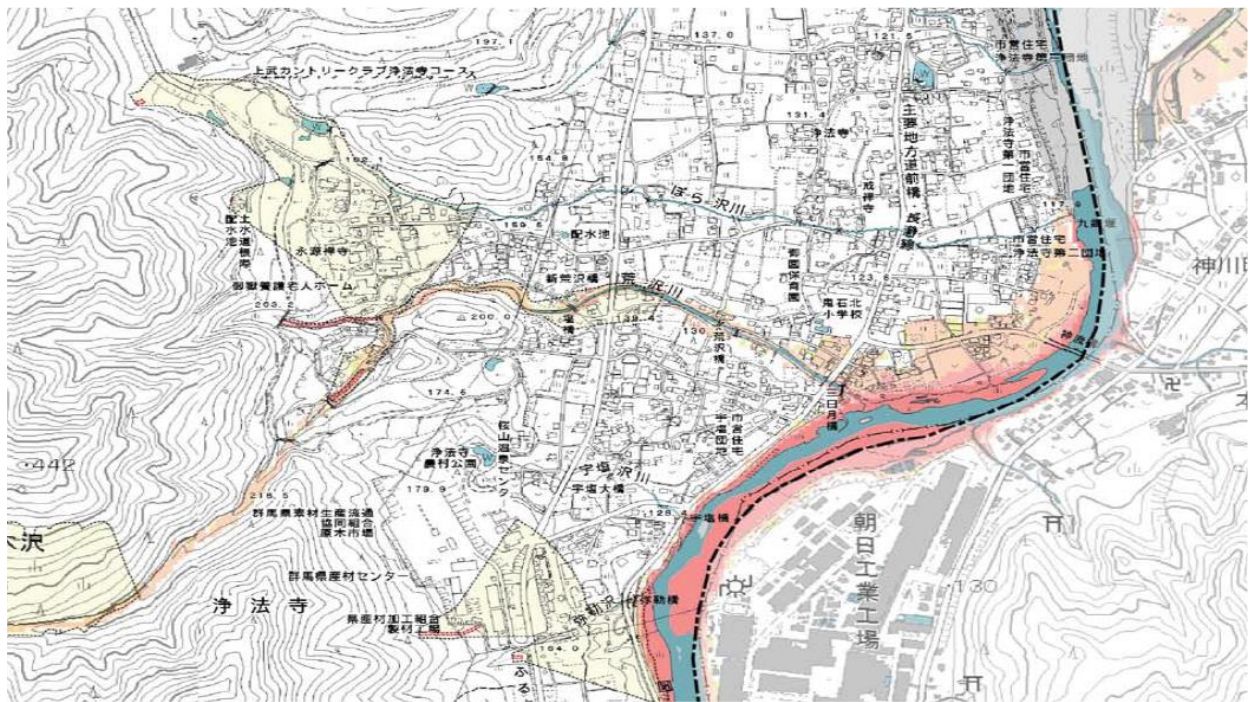
(出典：藤岡市ハザードマップ)



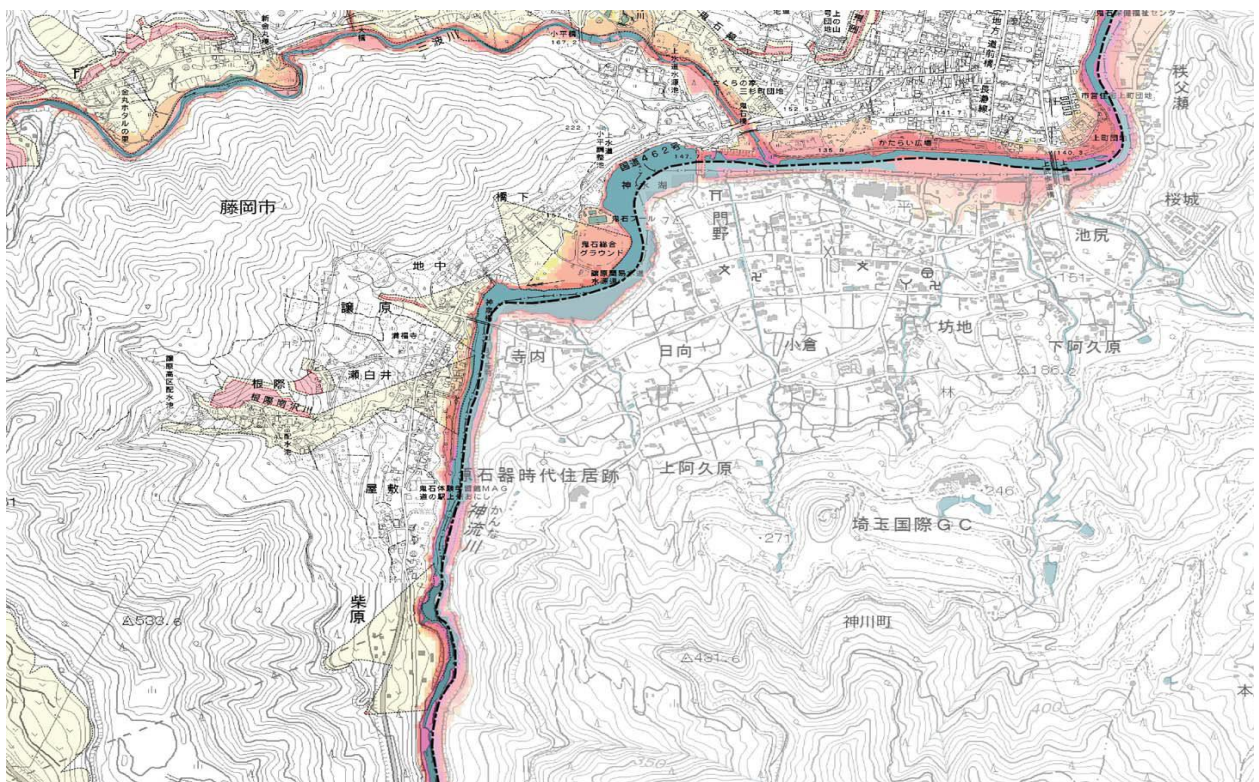
(出典：藤岡市ハザードマップ⁹)



(出典：藤岡市ハザードマップ^o)



(出典：藤岡市ハザードマップ⑭)



(出典：藤岡市ハザードマップ⑮)

令和元年10月12日の台風第19号による被災状況

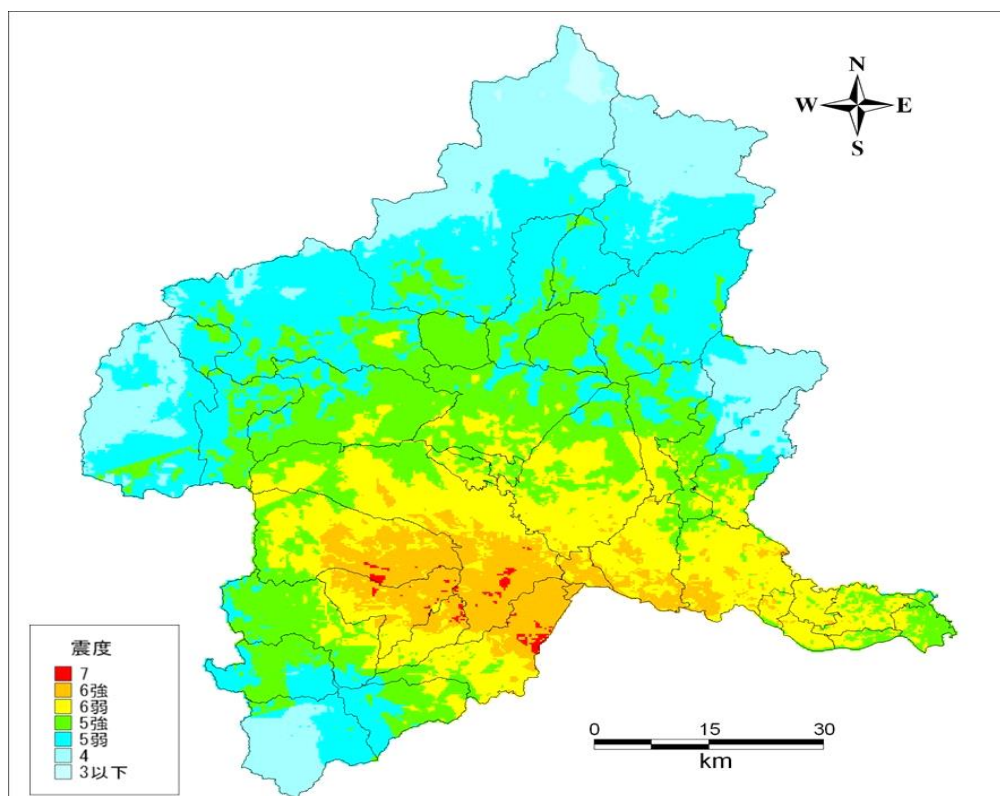
風水害 (台風第19号) 令和元年東日本 台風	雨量：市街地368mm 山間地565mm最大雨量：44mm/h(箕輪) 最大風速：23.8m(12日15時) 死者 1名(上日野土砂崩れ) 全壊 2棟(上日野) 半壊 1棟(上日野) 床上浸水 3棟(上日野、浄法寺) 一部損壊 4棟 市管理施設被害状況 市道 33箇所 農業施設 29箇所 林道 18箇所 都市施設 3施設 水道施設 6施設 その他市有施設 12施設
--	--

(出典：藤岡市地域防災計画)

【地震：J-SHIS】

地震ハザードステーションの防災地図によると、藤岡市周辺には大きな地震を発生させる可能性のある活断層として、市の直下を通っている「関東平野北西緑断層帯主部」及び「平井－櫛挽断層帯」が存在している。

これらの活断層により想定される地震は「関東平野北西緑断層帯主部」によるもので最大マグニチュード8.1程度、「平井－櫛挽断層帯」によるもので最大マグニチュード7.1程度であり、藤岡市内の大部分において、いずれの場合も震度6弱から震度7が想定される。



(出典：藤岡市地域防災計画)

平成23年3月11日発生の東北地方太平洋沖地震による被災状況

東北地方太平洋沖地震

最大M: 9.0

藤岡市内: 震度4

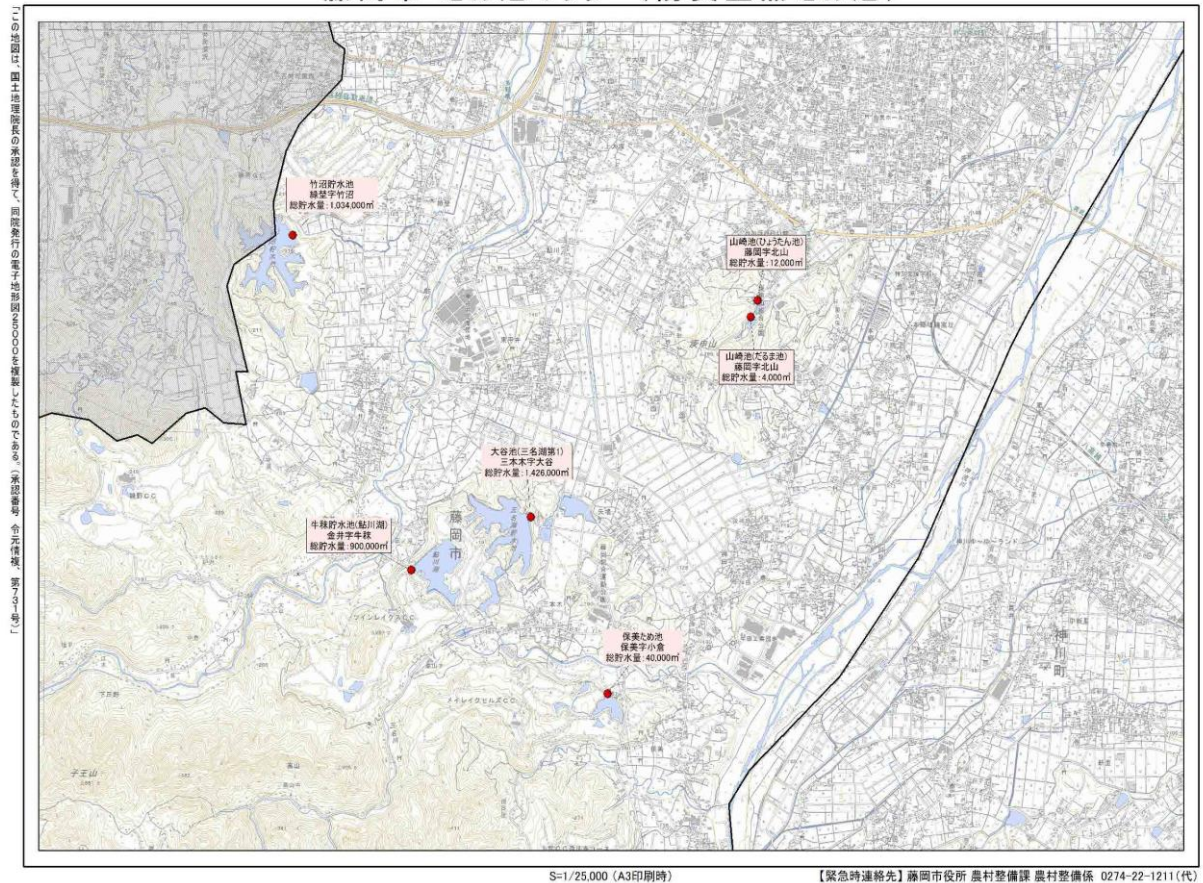
群馬県内: 死者 1人、負傷者 41人、家屋半壊 7戸、
家屋一部破損 17,246戸

(出典: 藤岡市地域防災計画)

【その他】

藤岡市内には、竹沼貯水池、大谷池（三名湖）、牛秣貯水池（鮎川湖）、保美ため池といった貯水量の多いため池が存在しており、藤岡市ため池ハザードマップによると、これらのため池が大地震で決壊した場合、決壊後5分から10分程度で付近の住宅地へ到達し、床上浸水などの被害の発生が懸念されている。

藤岡市 ため池マップ（防災重点ため池）



(出典: 市農政課作成資料)

(2) 商工業者の状況

平成28年経済センサス活動状況調査によると、藤岡市内の事業者数は全体で2,868者あり、業種別では、卸売業・小売業が691者で最も多く、次いで製造業が415者、建設業が345者、生活関連サービス業・娯楽業が268者となっている。

また、従業員数は全体で26,408人おり、業種別では、製造業が9,332人で最も多く、次いで卸売業・小売業が4,309人、医療・福祉が2,930人、建設業が1,873人となっている。

産業分類別事業所数・従業員数の推移（公務を除く）

産業分類	平成24年		平成26年		平成28年	
	事業所数	従業者数 (人)	事業所数	従業者数 (人)	事業所数	従業者数 (人)
農業・林業	17	172	19	170	17	129
漁業	1	1	1	1	1	1
鉱業・採石業・砂利採取業	1	1	0	0	0	0
建設業	357	2,098	362	2,035	345	1,873
製造業	441	8,994	441	9,300	415	9,332
電気・ガス・熱供給・水道業	2	31	8	83	2	108
情報通信業	13	76	13	70	9	42
運輸業・郵便業	76	1,242	73	1,194	72	1,465
卸売業・小売業	700	4,513	686	4,343	691	4,309
金融業・保険業	42	424	38	412	35	396
不動産業・物品賃貸業	206	462	198	483	180	448
学術研究・専門・技術サービス業	71	361	82	435	80	391
宿泊業・飲食サービス業	275	2,213	287	1,911	266	1,778
生活関連サービス業・娯楽業	283	1,556	297	1,405	268	1,220
教育・学習支援業	83	354	121	1,176	93	519
医療・福祉	186	2,724	214	3,940	199	2,930
複合サービス事業	18	191	19	349	19	328
サービス業（他に分類されないもの）	178	1,204	188	1,047	176	1,139
総 数	2,950	26,437	3,044	28,354	2,868	26,408

（出典：令和2年版藤岡市統計書）

(3) これまでの取組

1) 藤岡商工会議所の取組

- ・「事業継続計画」の策定、会員被災情報の収集
- ・事業者BCPに関する国の施策の周知
- ・事業者BCP策定セミナーの開催
- ・日本商工会議所と連携したビジネス総合保険への加入促進
- ・ぐんま共済等と連携した損害保険への加入促進
- ・防災備品（スコップ、懐中電灯、非常食等）を備蓄（別途、藤岡市における備蓄物品も有）

2) 藤岡市鬼石商工会の取組

- ・「事業継続計画」の策定、会員被災情報の収集
- ・事業者BCPに関する国の施策の周知
- ・事業者BCP策定セミナーの開催
- ・ぐんま共済等と連携した損害保険への加入促進
- ・防災備品（スコップ、懐中電灯、非常食等）を備蓄（別途、藤岡市における備蓄物品も有）

3) 藤岡市の取組

- ・藤岡市地域防災計画の策定
- ・藤岡市業務継続計画（震災編）の策定
- ・藤岡市ハザードマップの作成
- ・防災訓練の実施
- ・避難所開設訓練の実施
- ・HUG研修の実施
- ・企業等との災害応援協定の締結
- ・ほっとメールによる防災情報の発信
- ・その他防災に関する事業の実施

II 課題

現状では、災害時において会員事業所への具体的な対応策や情報の収集、支援についての明確な取り決めはなく、各地区役員からの情報、群馬県や藤岡市の調査依頼に対して簡易な聞き取り調査を行うのみであり、災害時の対応を的確に指導できる経営指導員も存在しない。

また、行政への連絡体制や情報共有、役割分担も確立できておらず、行政・当会双方が事業所から受ける被害報告に基づいて、それぞれが立場に応じた支援を講じるのみである。

保険・共済業務については、共済担当者及び以前に経験した職員のみが簡易説明を実施できる程度であり、昨今の自然災害の状況を鑑み、当会として当会事業者が被災した際の支援をいかに講じるか、という行動規範の策定が急務となっている。

III 目標

- ・管内事業者に対し、平時から災害リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知するため、BCP計画策定支援を実施する。
- ・管内事業者のBCP計画策定に併せ、事業継続力強化計画の認定と連鎖倒産防止の観点から、セーフティネット共済等への積極的な加入を推進する。
- ・組織内において平時からの情報と支援知識の共有など、支援体制の構築を図る。
- ・災害発生時において、行政との連絡体制・情報共有・役割分担の明確化を図る。
- ・金融機関や損保会社との連携を強化し、災害発生後の速やかな復興支援を講じる。

※その他

上記内容に変更が生じた場合は、速やかに群馬県へ報告を行う。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和4年11月1日～令和9年10月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

藤岡商工会議所及び藤岡市鬼石商工会と藤岡市の間において、役割分担と体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

< 1. 事前の対策 >

1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・巡回経営指導時に、藤岡市ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスクを啓発する。また、その影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入等）について情報を提供する。
- ・会報や市広報、ホームページ、SNS等において、国の施策の紹介、リスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・小規模事業者に対し、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なもの含む）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。

2) 藤岡商工会議所、藤岡市鬼石商工会自身の事業継続計画の作成

【藤岡商工会議所】

- ・当所は、平成29年、「藤岡商工会議所災害時対応マニュアル」を策定（別添）。

【藤岡市鬼石商工会】

- ・当会は平成30年に「事業継続計画」を策定（別添）。

3) 関係団体との連携

【藤岡商工会議所】

- ・事業継続計画策定に精通したぐんま共済協同組合高崎支店やアクサ生命、日本政策金融公庫高崎支店との連携を強化し、管内小規模事業者を対象とした「事業継続計画策定セミナー」や災害時に利用できる損害保険商品や融資制度の紹介を行う。
- ・日本商工会議所と連携し会員事業者にBCPの必要性を周知するため、藤岡商工会議所ホームページや藤岡商工だより（広報誌）を活用した普及啓発、関係団体へのポスター掲示を行う。また、会員企業の経営リスクの担保および従業員の福利厚生の実施目的としたビジネス総合保険等の紹介も行う。

【藤岡市鬼石商工会】

- ・事業継続計画策定に精通したぐんま共済協同組合高崎支店や日本政策金融公庫高崎支店との連携を強化し、管内小規模事業者を対象とした「事業継続計画策定セミナー」や災害被災時に利用できる損害保険商品や融資制度の紹介を行う。
- ・群馬県商工会連合会にて連携する支援機関に対し、事業継続計画策定推進のための啓蒙普及ポスター掲示依頼、共催によるセミナーの実施。

4) フォローアップ

- ・管内小規模事業者について、事業者BCP等の取組状況を把握する。その結果を関係団体と情報の共有を行うとともに改善点や効果的な支援策を協議する。

5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害（令和元年10月12日台風19号・震度6の地震等と同規模）が発生したと仮定し、藤岡市との連絡ルートの確認等を行う（訓練は必要に応じて実施する）。

＜2. 発災後の対策＞

自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。そのうえで、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、法定経営指導員が藤岡市関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

- ①発災後すみやかに職員の安否確認（SNS等を利用した安否確認）と業務従事の可否の確認を行う。
- ②業務従事可能な場合、速やかに管内事業所の大まかな被害状況（家屋被害や道路状況等）の情報を収集し、被害把握に努める。
- ③職員全員が被災する等により応急対策ができない場合、役割分担を決める。

2) 応急対策の方針決定

- ①藤岡商工会議所と藤岡市鬼石商工会は管内事業所の被害状況をまとめ、藤岡市へ報告し情報共有する。本計画により、当会と当市は以下の間隔で被害情報等を共有する。

発災直後	速やかに情報を共有する
発災後～1週間	1日に1回以上情報を共有する
2週間～4週間	適時、情報を共有する
1ヶ月以降	適時、情報を共有する

- ②藤岡商工会議所と藤岡市鬼石商工会と藤岡市とで、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。

（被害規模の目安は以下を想定）

大規模な被害がある	・地区内10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 ・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	・地区内1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	・目立った被害の情報がない。

※連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

- ・自然災害等発生時に、地区内の商工業者等の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・二次被害を防止するため、藤岡市の指示に従って被災地域での活動を行うことについて事前に決めておく。
- ・当会と藤岡市と情報を共有した上で、当会（もしくは藤岡市）が、群馬県（もしくは、商工会議所連合会／商工会連合へ報告し、商工会議所連合会／商工会連合会が群馬県）へ報告する。

県

経済産業局等

藤岡市

商工会議所連合会／商工会連合会

藤岡商工会議所／藤岡市鬼石商工会

＜４．応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援＞

- ・相談窓口の開設方法について、藤岡市と相談する。
(当会は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する。)
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国や都道府県、市町村等の施策）について、地区内小規模事業者へ周知する。

- ・国、群馬県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被災事業者には、各種支援制度、保険金請求、税の減免申請、融資などの手続きを受ける場合に必要な「罹災証明書」について周知し、取得を促す。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を群馬県又は群馬県商工連合会等に相談する。

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに群馬県へ報告する。

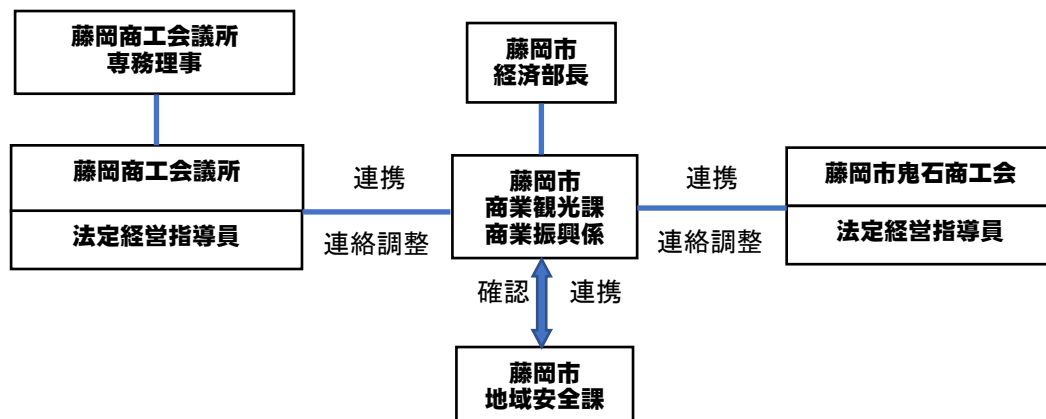
(別表 2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和 7 年 4 月現在)

(1) 実施体制



(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第 5 条第 5 項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

①当該経営指導員の氏名、連絡先

【藤岡商工会議所】 氏 名 山下 猛 連絡先 E-mail: cci5@fujioka-cci.or.jp

【藤岡市鬼石商工会】 氏 名 近藤 克彦 連絡先 E-mail: katsuhiko-kondo@gcis.or.jp

②当該経営指導員による情報の提供及び助言（手段、頻度 等）

※以下に関する必要な情報の提供及び助言等を行う

- ・本計画の具体的な取組の企画や実行
- ・計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ（1 年に 1 回以上）

(3) 商工会／商工会議所、関係市町村連絡先

①【藤岡商工会議所】〒375-8606 藤岡市藤岡 853 番地 1

TEL 0274-22-1230 / FAX 0274-24-1229 / E-mail:fcci@fujioka-cci.or.jp

②【藤岡市鬼石商工会】〒370-1401 藤岡市鬼石 334 番地 2

TEL 0274-52-2062 / FAX 0274-52-6024 / E-mail:onishoko@onishoko.or.jp

③【藤岡市 経済部商業観光課商業振興係】〒375-8601 藤岡市中栗須 327 番地

TEL 0274-40-2318 / FAX 0274-24-4414 / E-mail:syoko2@city.fujioka.gunma.jp

(4) 被害情報等報告先

①【群馬県 産業政策課支援機関連携係】〒371-8570 前橋市大手町 1-1-1

TEL 027-226-3321 / FAX 027-223-7875 / E-mail:sangyo@pref.gunma.lg.jp

②【群馬県商工会連合会 総務企画課】〒371-0047 群馬県前橋市関根町三丁目 8 番地の 1

TEL 027-231-9779 / FAX 027-234-3378 / E-mail: somu@gcis.or.jp

報告にあたっては、収集情報の取りまとめ等が容易なメールを第一に利用する。

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに群馬県へ報告する。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
必要な資金の額	30	240	240	240	240
・セミナー開催	0	110	110	110	110
・専門家派遣費	0	90	90	90	90
・チラシ等作成費	20	20	20	20	20
・その他経費	10	20	20	20	20

調達方法

藤岡商工会議所・藤岡市鬼石商工会・藤岡市で必要な資金を3等分し、負担する。
必要に応じてセミナー参加者負担金を徴収、各種補助金を利用する。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所
並びに法人にあっては、その代表者の氏名

【藤岡商工会議所】

日本商工会議所

住所：〒100-0005 東京都千代田区丸の内3-2-2 丸の内二重橋ビル

代表者：会頭 小林 健

株式会社 日本政策金融公庫 高崎支店 オカバ高崎ビル

住所：〒370-0826 高崎市連雀町81

代表者：支店長 中島 剛

ぐんま共済協同組合 高崎支店

住所：〒370-0006 高崎市問屋町2-7-8 高崎商工会議所 館内3階

代表者：支店長 森田 和久

アクサ生命保険株式会社 群馬支社

住所：〒370-0006 高崎市問屋町2-7-8 高崎商工会議所 館内4階

代表者：支社長 高田 昌彦

【藤岡市鬼石商工会】

株式会社 日本政策金融公庫 高崎支店 オカバ高崎ビル

住所：〒370-0826 高崎市連雀町81

代表者：支店長 中島 剛

ぐんま共済協同組合 高崎支店

住所：〒370-0006 高崎市問屋町2-7-8 高崎商工会議所 館内3階

代表者：支店長 森田 和久

連携して実施する事業の内容

【藤岡商工会議所】

- ① 小規模事業者に対する災害リスク情報の周知
- ② 小規模事業者の事業継続計画等の策定とフォローアップ
- ③ 災害時の地区内小規模事業者に対する専門的内容支援

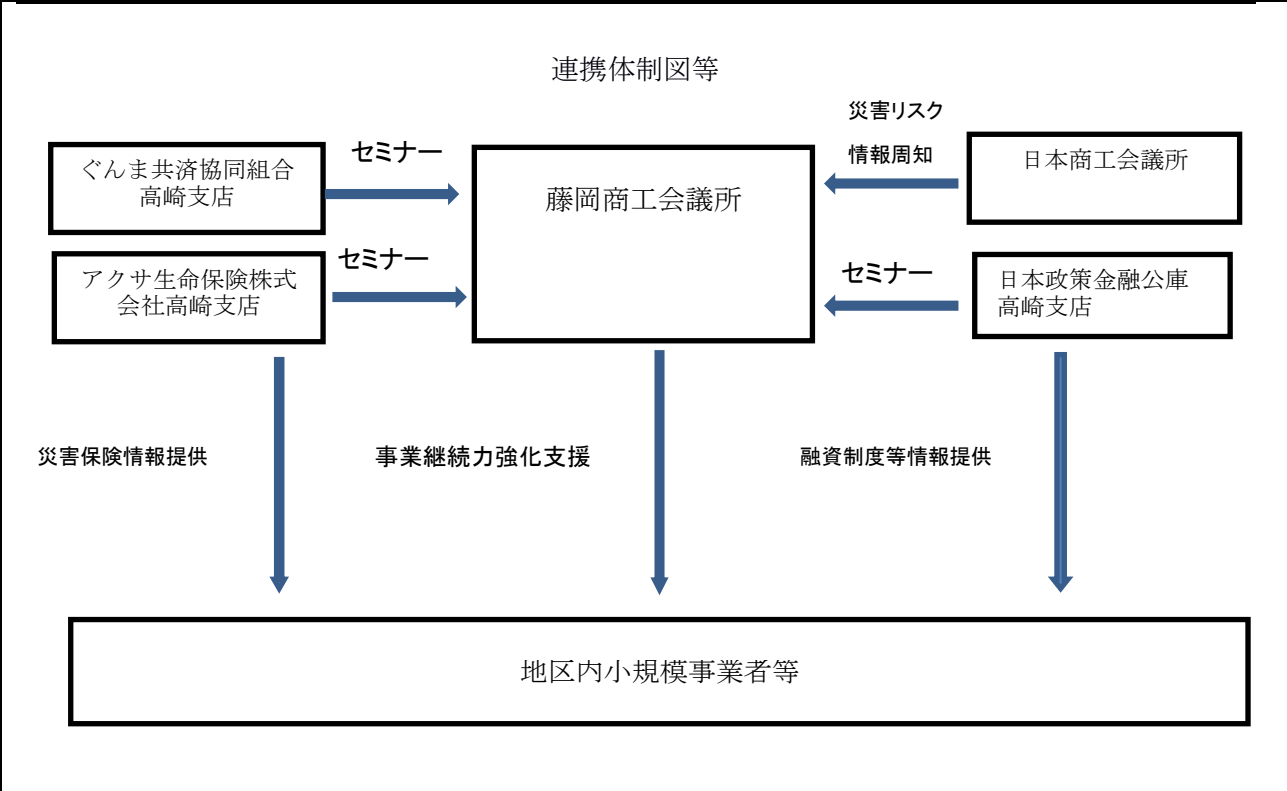
【藤岡市鬼石商工会】

- ① 小規模事業者に対する災害リスクの周知
- ② 小規模事業者の事業継続計画等の策定とフォローアップ
- ③ 災害時の地区内小規模事業者に対する専門的内容支援

連携して事業を実施する者の役割

【藤岡商工会議所】

連携者名	役割
1 日本商工会議所 住所：〒100-0005 東京都千代田区丸の内3-2-2 丸の内二重橋ビル	① 小規模事業者に対する災害リスク情報の周知 ② 小規模事業者の事業継続計画等の策定とフォローアップ ③ 事業継続計画策定のセミナー並びに個別相談会の実施
2 株式会社 日本政策金融公庫 高崎支店 住所：〒370-0826 高崎市連雀町81 オカバ高崎ビル	④ 災害時に活用できる融資制度、保険商品等の案内
3 ぐんま共済協同組合 高崎支店 住所：〒370-0006 高崎市問屋町2-7-8 高崎商工会議所館内4階	
4 アクサ生命保険株式会社 群馬支社 住所：〒370-0006 高崎市問屋町2-7-8 高崎商工会議所館内4階	



【藤岡市鬼石商工会】

連携者名	役割
1 株式会社 日本政策金融公庫 高崎支店 住所：〒370-0826 高崎市連雀町81	①小規模事業者に対する災害リスクの周知 ②小規模事業者の事業継続計画等の策定とフォローアップ ③事業継続計画策定のセミナー並びに個別相談会の実施 ④災害時に活用できる融資制度、保険商品等の案内
2 ぐんま共済協同組合 高崎支店 住所：〒370-0006 高崎市問屋町2-7-8 高崎商工会議所会館内	

